

# 令和6年度 会津若松市指定地域密着型サービス事業所 集団指導資料

## 【目次】

1. 令和6年3月31日に経過措置満了を迎えた運営基準等について…… P1
2. 令和6年度介護保険制度改正事項について…………… P3
3. 令和5年度運営指導における指摘事項…………… P4
4. 地域密着型サービス事業所に関する申請及び届出等の手続きについて… P7
5. 電子申請届出システムの導入について…………… P9
6. 業務管理体制の整備について…………… P10
7. その他…………… P10

会津若松市高齢福祉課

## 1. 令和6年3月31日に経過措置満了を迎えた運営基準等について

令和6年度より、下記の事項が運営基準上義務化されています。実地指導においても確認事項となりますので、改めて内容についてご確認ください。

### 1 業務継続計画（BCP）の策定等

- |        |   |
|--------|---|
| 【必要措置】 | (1) <u>業務継続計画（感染症・災害）の策定</u><br>(2) 定期的な研修の開催及び訓練（シミュレーション）の実施<br>(令和6年度以降) |
|--------|---|

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、また早期の業務再開をするために定めるものになります。業務継続計画が未策定の場合の減算については、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）」Q165・Q166、Q&A（Vol. 6）問7をご確認ください。

厚生労働省が令和3年度に開催した介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するための研修資料や、例示入りのひな型が示されておりますので、ご覧ください。

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

### 2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- |        |  |
|--------|--|
| 【必要措置】 | (1) 感染症対策委員会の定期的な開催（令和6年度以降）<br>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備<br>(3) 定期的な研修の開催及び訓練（シミュレーション）の実施<br>(令和6年度以降) |
|--------|--|

感染症対策の体制整備が必要となります。厚生労働省が公開している感染症対策等を参考としてください。

○介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

### 3 虐待の防止

- |        |   |
|--------|---|
| 【必要措置】 | (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止等検討委員会)の定期的な開催(令和6年度以降)<br>(2) <u>虐待の防止のための指針の整備</u><br>(3) 定期的及び新規採用時の研修の開催(令和6年度以降)<br>(4) 専任の担当者の配置(令和6年度以降)<br>(5) <u>運営規程へ「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載</u> |
|--------|---|

利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進するため、虐待防止の措置を講じることが義務付けられています。高齢者虐待防止措置が未実施の場合の減算については、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)」Q167～Q170をご確認ください。

### 4 認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置

- |        |   |
|--------|---|
| 【必要措置】 | (1) 措置の対象となるサービス(欄※1)においては、次の措置除外対象者(欄※2)を除く全ての従業者に対して、認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じること |
|--------|---|

※1 措置の対象となるサービス

(市指定地域密着型サービス事業所の場合)

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

※2 措置除外対象者

→認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者

(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等)

- (2) 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる必要がある。(この場合についても、令和6年3月までは努力義務)

認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修の受講が必要となります。

## 2. 令和6年度介護保険制度改正事項について

---

令和6年度の介護保険制度改正で、事業所において新たに対応が必要となった事項（主なもの）があります。詳細については、各サービスの運営基準や国解釈通知をご確認ください。なお、現在努力義務となっているものについても、実施に努めて頂きますようお願いいたします。

○令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）の一部訂正（令和6年5月10日事務連絡）（WAMNET HP）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20583&ct=020050010>

### 【主な改正事項】

#### ①管理者の兼務要件の緩和

→管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内でなくても可とする。

#### ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までは努力義務】

#### ③協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までは努力義務】

#### ④身体的拘束等の適正化【令和7年3月31日までは努力義務】

ア 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

イ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

（地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）

#### ⑤書面掲示規制の見直し【令和7年3月31日までは適用せず】

→事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程等の重要事項について、原則としてウェブサイト掲載を義務付け

### 3. 令和5年度運営指導における主な指摘事項等について

令和5年度に、会津若松市に所在する市指定地域密着型サービス事業所へ運営指導を実施しました。対象となった事業所の皆様、お忙しい中ご対応いただきましてありがとうございました。

運営指導にて指摘の多かった事項は以下のとおりです。各事業所においてご確認いただき、必要であれば速やかに対応してください。

指導内容	解説
<p>① 福祉サービス第三者評価の実施の有無について、重要事項説明書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施は任意だが、実施の有無を記載する必要がある。 <u>実施していない場合でも「実施していない」ことを記載すること。</u></li> </ul> <p>○福祉サービス第三者評価とは</p> <p>福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組み。</p> <p>→サービス提供の開始に際し、事業者はあらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項（提供するサービスの第三者評価実施状況等）について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から当該サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならない。</p> <p>○提供するサービスの第三者評価実施状況 実施の有無、実施した直近の年月日、 実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況 など</p> <p>※なお、<u>認知症対応型共同生活介護事業者</u>については、外部評価の実施をもって、福祉サービス第三者評価を実施したものとみなすことができる。 （「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己</p>

	<p>評価・外部評価の実施等について) (平成18年10月17日)</p>
<p>② 性的言動、優越的な関係を背景とした言動（ハラスメント）により就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>令和4年4月1日より、職場におけるハラスメントの防止のための措置が義務化されたため、指針、周知・啓発、相談等の体制整備について検討すること。</u></li> <li>● 「事業主が講じることが望ましい取組」として、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が規定されているため、併せて体制整備を検討すること。</li> </ul>
<p>③ 運営規程について、虐待防止に関して記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>令和6年4月1日より、「虐待の防止のための措置に関する事項（組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等）」を運営規定に記載することが義務化されたため、措置を講じること。</u></li> </ul>
<p>④ 個人情報の利用について、本人は本人から、家族は家族からそれぞれ利用、提供等について同意を得たことが書面上も明らかとなるよう工夫されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者本人の個人情報利用同意書に家族が代筆で署名した状態を「利用者と家族両方から同意を得た」としている状態が散見された。 (利用者本人の同意欄（署名欄）へ家族が署名した場合、利用者の同意とみなすことはできるが、家族から同意を得たとみなすことはできない。)</li> </ul> <p>→<u>利用者と家族、それぞれの同意を得ることが必要となるため、利用者と家族で別に同意書を作成する、同一様式内で署名欄をそれぞれ設ける等の対応を求める。</u></p>
<p>⑤ 重要事項説明書に変更があった場合は、利用者に説明を行い、新たに同意を取り直すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要事項説明書について、内容が変更されているにも関わらず利用者から同意を得ていない事例が散見された。</li> </ul> <p>→<u>同意を得た重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、利用者に説明を行い、同意を得ること。</u></p> <p>※変更した部分を別紙として示し、同意を得ても差し支えない。</p>
<p>⑥ 人員基準について、管理者は指定基準上常勤専従が原則であり、兼務する場合であっても、管理業務に支障のないように留意し、管</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</li> </ul> <p>→<u>管理業務に支障がない場合の兼務は認められる。</u></p> <p>※<u>法改定により、令和6年4月1日より管理者の兼務要</u></p>

<p>理業務の時間を確保すること。</p>	<p><u>件が「同一敷地内でなくても可」として緩和されました。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理業務に支障があると市が判断する場合においては、個別に勤務状況について聞き取りを実施する場合がある。</li> </ul> <p>(例) 管理者としての勤務時間が極端に少ない、3職種以上を兼務している等の場合 など</p>
<p>⑦ 勤務形態一覧表について、従業者の兼務の状況がわかるように、職種ごとに記載すること。 なお、市ホームページに掲載している標準様式を使用することを推奨する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>勤務形態一覧表は、従業者ごとではなく職種ごとに1行を使用し、それぞれの職種における勤務時間が確保されていることがわかるように記載すること。</u></li> <li>● 標準様式であれば、勤務時間合計が自動計算され、人員基準を満たしているかどうか容易に確認することができるため、使用を推奨する。</li> <li>● 人員基準を満たしていることが確認できる様式であれば、事業所独自の勤務形態一覧表を使用しても差し支えない。</li> </ul>
<p>⑧ 緊急時に使用する電話の近くに対応マニュアルを設置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時に対応できるようマニュアルに従業員へ周知しつつ、設置すること。</li> </ul>

## 4. 地域密着型サービスの申請及び届出等の手続きについて

市への届出が必要となる事項については、市ホームページに掲載しているところですが、届出の遅延等が散見されます。主な届出事項については下記のとおりとなりますので、再度ご確認をお願いいたします。各種様式・添付書類等、詳しい情報につきましては市 HP をご確認ください。

また、電子申請の受付も開始いたしますので、詳細は P.9 以降の「5. 電子申請届出システムの導入について」をご覧ください。

地域密着型サービス、居宅介護支援事業者 変更届様式のダウンロード  
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013050100031/>

※1 正本1部のみ提出してください。

※2 市の押印見直しに伴い、必要書類への押印は不要です。

変更届	
○提出期限	変更のあった日から10日以内に提出してください。 ※10日を超える場合は「遅延理由書」が必要になります。
○提出内容等	変更届が必要な事項の一覧、添付書類、市への事前連絡の有無については、市ホームページを参照してください。 なお、変更届を提出する際には「付表」と「勤務形態一覧表」の提出が必須になります。 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">変更届を提出していない事例が散見されるため、忘れずに提出をお願いします。</div>
廃止・休止届	
○提出期限	廃止・休止予定日の1ヶ月前までに提出してください。
○提出内容等	・現にサービスを受けている者に対する措置（引継状況）等は詳細に記載してください。
再開届出	
○提出期限	休止事業を再開した日から10日以内に提出してください。
○提出内容等	・勤務形態一覧表等、当該事業所の職員の勤務状況等がわかる書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	
○提出期限	<p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】・【夜間対応型訪問介護】 【地域密着型通所介護】・【(介護予防)認知症対応型通所介護】 【(介護予防)小規模多機能型居宅介護】 【看護小規模多機能型居宅介護】</p> <p>毎月15日までの届出で翌月から加算を算定します。(15日を過ぎたら翌々月から算定)</p> <p>(例：7月から算定希望の場合、6月15日までに届出)</p>
	<p>【認知症対応型共同生活介護】</p> <p>毎月1日に届出があれば、その月から加算を算定します。(2日以降は翌月から算定)</p> <p>(例：7月1日に届出があれば、7月から算定)</p>
○提出内容等	加算の算定要件を十分に確認した上で届け出てください。
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書	
○提出期限	<p>・<u>処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに提出。</u> (例：8月から処遇改善加算等を取得する場合は、6月末日までに計画書を提出)</p> <p>・<u>4月又は5月から処遇改善加算等を取得する場合は、例年4月中旬が提出締切。(令和6年度は4月15日)</u> →締切日は市ホームページに記載。県と同日としています。</p>
○提出内容等	<p>・新規で処遇改善加算等を取得する場合は、計画書と併せて、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出、体制等状況一覧表」も提出が必要になります。</p> <p>・計画書を提出し、処遇改善加算等を算定した事業者は、実績報告書の提出が必要になります。</p>
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善実績報告書	
○提出期限	<p><u>計画年度の加算取得終了後、最終の加算支払いがあった翌々月の末日までに提出。</u> (令和6年度実績報告書の締切：令和7年7月31日)</p>

## 5. 電子申請届出システムの導入について

令和6年10月1日より、厚生労働省が導入を進めている介護事業所のオンラインによる指定申請等が可能な「電子申請届出システム」を導入します。詳細やシステムへのログインは市HPよりお願いします。

なお、当面の間は紙媒体での提出も可能としますが、電子申請届出システムが利用できるよう準備をお願いします。

電子申請届出システムについて

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024081300031/>

### ○対象となる申請・届出の種類

地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業の以下の手続き

- ・指定(許可)申請 ・指定(許可)更新申請 ・変更届出
- ・介護給付費(事業費)算定に係る体制等に関する届出(加算の届出)
- ・再開届出 ・廃止・休止届出

### ○事前準備について

システムを利用するためには、法人・個人事業主向け共通認証システム「G Biz ID」が必要となります。

G Biz ID には3種類のアカウントがあり、電子申請届出システムを利用するためにはgBizIDプライム、またはgBizIDメンバーのアカウントが必要になります。

gBizID プライム	法人代表者のアカウント
gBizID メンバー	プライムを取得している法人の従業者用アカウント（複数作成が可能）
gBizID エントリー	事業を行っている者であれば、プライム取得の有無を問わず誰でも作成できるアカウント

※「gBizID エントリー」は電子申請届出システムを利用できません。  
※G Biz ID は各サービス毎に複数取得する必要はありません。

G Biz ID を持っていない法人はG Biz ID を作成する必要があります。押印のある申請書と印鑑証明書をG Biz ID 運用センターへ郵送申請する必要があり、手続きに2週間ほどかかります。

## ○電子申請届出システムのデモ環境の利用について

実際に利用される前に、電子申請届出システムのデモ環境にて操作方法等の試行を行うこともできますので、こちらをご利用ください。ご利用は市 HP よりお願いします。

※デモ環境で同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。  
個人情報や機密情報は入力しないでください。

## 6. 業務管理体制の整備について

---

---

地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所等が会津若松市内に所在する事業者は、会津若松市へ業務管理体制を届出いただいています。

届出の整備内容及び運用状況を確認するため、「業務管理体制整備一般検査」を书面検査にて6年に1回行っており、令和6年度に実施予定となっております。

検査の実施については今後、通知や市ホームページ等でお知らせします。

## 7. その他

---

---

### ○今年度の運営指導

令和6年度も11月より運営指導を実施する予定です。また今年度は報酬点検についても行う予定です。詳細については市ホームページで公開するとともに、対象となる事業所には、別途通知いたします。

### ○書類の保管

介護サービスの各種書類の保管量が膨大になってきている等のご相談を頂いております。書類の保管についての注意点をまとめましたので、ご確認頂きますようお願いいたします。

#### (1) 書類の保管期限について

市の条例では書類の保管期限を完結の日から5年としていますが、「完結の日から」の市の考え方は、国の基準に準じて「個々の利用者につき、契約の終了（以下略）により一連のサービス提供が終了した日」を指すものとしており、利用者との契約が続く限り保存しておくことが必要になります。必要となるのは条例で指定するものの「記録」であり、それ以外のもは事業所の判断で廃棄してよいです。また、「記録」なので、電子データとして保管しておくなどの対応は可能です。

(2) 電子データによる保管について

令和3年度介護報酬改定以降、介護サービス利用者への説明・同意の記録や、介護サービスの各種記録の保管について電磁的な対応が認められています。ただし、適切な個人情報の取り扱いが必要になるため、内閣府・厚生労働省 HP で示されている下記ガイドライン等を遵守頂くようお願いします。

また、運営指導時に事前提出書類や報酬点検で必要となる場合には印刷をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【参考】

令和3年度介護報酬改定の主な事項について（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000727135.pdf>

書面規制、押印、対面規制の見直し・電子署名の活用促進について（内閣府 HP）

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html)

厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html)